

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会 平成 30 年度 事業計画

公益社団法人としての社会的評価の確立と協会の永続的发展、拡大に向けた事業の推進

今年度は、平成 29 年度に引き続き、看家紹介業の新たな发展、拡大を目指し、事業の充実、強化に取り組んでまいります。

近年、看家紹介業を取り巻く環境は大きく変化しております。

人口の減少と少子高齢化が急速に進み、高齢夫婦だけの世帯や一人暮らしの高齢者が増加し、また、子育て期の女性の労働参加意欲が高まっています。こうしたなかで、介護や支援の必要な高齢者の方や子育て中の働く男女をはじめ、家政サービスに対するニーズが増大し、また、その内容も多様化してきています。

国も最重要政策課題と位置づける「働き方改革」において、女性が活躍しやすい環境整備、子育て・介護と仕事の両立を主要な柱として掲げています。

また、介護保険制度においては、平成 27 年 4 月から要支援の高齢者に対する訪問介護について市町村による地域支援事業への移行が進められています。成長戦略では高齢者の生活支援を担う市場や産業を創出し、育成することとされています。

このような動きをビジネスチャンスとしてとらえ、新たな時代に乗り遅れることなく、的確、機敏に看家紹介事業の展開を図っていくことが重要となっています。

このため、公益の増進と活力ある社会の実現に資することを目的とする公益社団法人の使命を果たすとともに、正会員である紹介事業者の発展と特別会員である家政婦（夫）の就労機会の増大ならびに看家紹介業への社会的評価の向上を図ってまいります。

本年度は、以上のような基本方針のもとに、次に掲げる重点事項をはじめ、事業の積極的、効果的な実施に取り組んでまいります。

【重点項目】

- 公益目的事業の適正、的確な実施
- 家政士検定制度の適切かつ積極的な運営とこれを基軸とする看家紹介事業の発展戦略の展開
- 介護保険関係事業への参画
- 財政基盤の改善

1 家庭における高齢者等の介護の重要性に鑑み、介護関係業務に従事する看護師・家政婦（夫）が提供する介護サービス等の向上を図る事業（公益目的「公1」の事業）

(1) 家事支援サービス分野における求人・求職条件等調査事業

「家事支援サービス分野における求人・求職条件等調査事業」を国から受託します。本年度は、家事支援サービスに関し、求人者の雇用管理の向上のための支援など家政婦紹介所の利用促進のためのさらなる工夫を促進し、労働市場における需給のミスマッチの解消及び働く女性の家事負担の軽減を図るため、学識経験者・家政婦紹介事業者等による検討会の開催、家事支援サービスに係る求人者に対する雇用管理のあり方のアドバイスや支援に資する好事例の収集、好事例集及びハンドブックの改訂、求人者向けパンフレットの作成、ガイダンス・説明会の実施等を行います。

(2) 紹介業運営セミナー

改正職業安定法が平成30年1月より施行され、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」において、職業紹介の実績に関する情報を掲載することが義務付けられました。職業紹介責任者においては、最新の情報を把握するために「厚労省人事労務マガジン」への読者登録が義務付けられ、何れもパソコン等でインターネットを使用して行なわなくてはならない事項が追加されました。

時代と共に変わる情報社会において、今後職業紹介事業を運営していくに当たり、何が必要であるか、「知らなかった」では済まされないコンプライアンスへの適正な対応と共に、職業安定法改正に伴う対応策をテーマとして、セミナーを実施します。

なお、本年度より、「紹介業トップセミナー」から「紹介業運営セミナー」へ事業の名称を変更し、紹介所長とともに、紹介責任者や紹介従事者の方々を対象に実施します。

本セミナーは、正会員をはじめ、不特定多数の方々が広く参加されることを期待するとともに、そのための働きかけを行います。

(3) 介護家政サービス向上セミナー

「家政婦（夫）の技術向上を目指した教育研修の実施」をテーマに、家政士検定制度にも役立つ内容として、本年度は「介護の基礎知識」とともに、杖歩行、車いすへの移乗を実技で行うなかで、福祉用具の知識や介助の手順を習得します。

本セミナーは、特別会員をはじめ、高齢者や障害者等を家庭内で介護されている方など、不特定多数の方々が参加されることを期待するとともに、そのための働きかけを行います。

(4) 職業紹介責任者講習の共同実施等

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会の協力を得て、看家紹介事業向けの職業紹介能力向上のための紹介責任者講習をブロック単位で実施します。また、公益財団法人介護労働安定センターが実施する各種研修、セミナー、講習会等に協力、支援をしております。

(5) 介護保険制度に対する対応

平成 27 年 4 月からの介護保険制度の改正に対して、看家紹介事業として参画するための方策を研究し、必要な内容については行政当局への要望などを積極的に行ってまいりましたが、今後も引き続き実施してまいります。成果につきましては、適時、会員紹介所に情報提供をするとともに、必要に応じて研修を実施するなど、実効性のある制度になるように対応してまいります。

2 看護師・家政婦（夫）の職業紹介事業が適正に行われることにより、労働力需給の円滑化、雇用の安定に資するための相談及び援助の事業（公益目的「公2」の事業）

(1) 相談・苦情窓口の設置

フリーダイヤル（☎0120-041-817）を事務局に設置し、利用者（求人者）からの各種サービスに関する問い合わせ等に対応するとともに苦情処理についても必要に応じ関係機関の協力を得て問題解決に向けて支援してまいります。なお、これらの貴重なデータは記録として残し、今後の事業運営、研修等に活用してまいります。

平成29年1月に制作した「ヒヤリ・ハット集」は、冊子として看家紹介事業所をはじめ民営職業紹介所の団体等関係方面に配布提供するとともに、看家紹介所あるいは家政婦（夫）の研修の教材として活用いただくべくインターネットによる配布を行います。

(2) 賃金不払補償の支援

公益財団法人介護労働安定センターが実施する「賃金不払補償」の適用が受けられ、家政婦（夫）が安心して働けるよう相談・助言を行います。

また、紹介所や看護師・家政婦（夫）に係る不法行為を行った求人者については、被害の連鎖を防止するための情報提供等の対策を講じます。

3 看護師・家政婦（夫）の職業紹介事業が適正に行われることにより、労働力需給の円滑化、雇用の安定に資するための調査研究、出版、広報の事業（公益目的「公3」の事業）

(1) 啓発・広報の事業

① 広報事業については、従来から法令遵守や紹介事業の改善、看護師・家政婦（夫）のスキルアップのための情報提供に努めてまいりましたが、今後も引き続き情報提供するための媒体を発行してまいります。

また、協会及び事業 PR 用のパンフレットを家政士制度などの新たな取り組みや利用のメリットを効果的に訴求すべく刷新し、求人・求職者 DVD と合わせて積極的に活用することにより、看家紹介事業が広く社会に周知されるとともに効率よく効果的な PR 活動ができるよう充実に努めてまいります。

家政士検定制度について、受験案内、試験実施結果、家政士合格者の就労状況等の各種情報を正会員及び特別会員はもとより、関係各方面に適時、適切に情報提供するとともに、報道機関や業界紙をはじめ効果的な対外広報に取り組んでまいります。

また、紹介所においても、各紹介所が発行する社内報、利用者や介護施設・行政機関等向けの広報誌、ホームページなどを通じて家政士検定試験の周知、広報に積極的に取り組んでいただけるよう努めてまいります。具体的には、①合格した会員の声、②会員以外の合格者の声、③合格者が登録している紹介所長の声や求人者、求職者等に対しての家政士資格の効果的な活用事例などを収集、整理し、周知、広報のための素材として各紹介所に提供することといたします。これらを参考に、各紹介所が自ら工夫したものを作成して積極的に PR 活動をしていただくことにより、家政士検定試験の受験者の増加、さらには、社会的評価の向上に繋がるように図ってまいります。

さらに、公益社団法人として公益目的事業を積極的に展開し、看家紹介事業を国民により一層理解していただくために、情報誌を全国の市町村の介護福祉関係部局に引き続き配布することといたします。

- ・ 広報誌 「看家広報・はなえみ」 隔月発行
- ・ 情報誌 「ほほえみ」 年 4 回発行
- ・ 会員向け情報紙 「看家協会ニュース」 隔月発行

② 協会のホームページにつきましては、さらに活用しやすいようにコンテンツの充実に努めてまいります。

URL <http://www.kanka.or.jp>

- ③ 当協会の会員である全国のそれぞれの紹介所が、独自の特色や地域の特性を生かしたホームページを作成することにより、潜在している求人ニーズや就労希望に応えられるよう、紹介所独自のホームページの作成、改善の支援をいたします。また、協会のホームページとリンクすることにより、広報事業の効果を増大させることといたします。

(2) 調査研究の事業

官民あげでの女性活躍推進に向けた積極的な取り組み、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯の増加等看家紹介事業に対するニーズが増大するなか、看家紹介事業の利用の拡大を現実のものとするためには、事業の利用メリット、特長及び就労の実情、魅力等を広く国民や企業に理解、認識していただくとともに、協会内の連絡、情報交換をより緊密なものとし、正会員、特別会員が一致協力してサービスの向上に取り組むことが重要であります。このため、調査研究委員会においては、「協会の情報戦略のあり方」をテーマとして研究、検討を進めてまいります。

(3) 書類の出版・販売の事業

職業紹介事業を行うのに必要な法令様式等について、法改正に伴う様式変更や多様化するニーズに対応すべく使い勝手のよい書類等を制作・販売することにより、法令を遵守した事業を展開し、求人者や求職者に安心して紹介所を利用していただけるよう努めます。また、労働局への申請種類の作成代行や助言、指導等のサービスを併せて実施してまいります。

4 看護師・家政婦（夫）の職業紹介事業が適正に行われるための運営に関する指導、普及、啓発、支援等の事業（公益目的「公4」の事業）

(1) 労災特別加入と労災事務センターの運営事業

看家紹介所の紹介により個人家庭に雇用されて就労する家政婦（夫）について、これまで介護関係業務に限られていた「労災保険の特別加入」の対象に、家事支援業務（炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為）が、平成30年4月1日から加えられたことから、新たに対象となった家事支援業務に従事する家政婦（夫）をはじめ、関係者への制度の周知及び加入促進を積極的にすすめるとともに、「労災事務センター」の適正運営に努めてまいります。

あわせて、介護労働安定センターが行う健康診断助成金を活用した健康診断の受診、団体傷害保険の事故発生状況および労働災害発生状況の周知、啓蒙を行うことにより、災害、事故の防止活動に努めてまいります。

(2) 在宅福祉サービスを適正円滑に進めるための支援の事業

① 各種協定に基づく支援事業

業務上により被災された労災年金受給者等に対し、必要とされる介護や家事等の援助サービスが円滑に提供できるよう、関係団体・機関等と協定を締結し、サービスの提供に努めます。

- ・一般財団法人労災サポートセンター（労災年金受給者）
- ・人事院事務総局職員福祉局（国家公務員）
- ・地方公務員災害補償基金（地方公務員）
- ・防衛省人事教育局（防衛省職員）
- ・最高裁判所事務総局人事局（最高裁判所職員）

② ホームヘルパー協定事業

企業の社員が、仕事と家庭での介護や育児とを両立し、安心して仕事を続けていくことができるための制度として、本協定は企業の福利厚生に大きな役割を果たしています。今後、このようなニーズはさらに増加することが見込まれますので、家政士検定制度を活用するなどして、より積極的に企業に対して加入促進を働きかけてまいります。

(3) 施設の貸与の事業

当協会の本部会館及び近畿ブロックセンターの会議室を、当協会が実施する公益目的事業の趣旨に合致したものであることを条件に、会員及び会員以外の者にも低廉な料金で貸し出し、施設の有効利用を促進します。

(4) 職業安定法改正事項への対応の支援

平成 29 年の職業安定法改正などにより、職業紹介事業者に対して新たに認められたり、規制が加えられた諸事項について、看家紹介所が適正かつ的確に対応できるよう、以下の支援を行います。

- ・複数の紹介所間の業務提携が適正、円滑に行われることに資するための情報提供、相談
- ・ハローワークによる求職者、求人者に対する看家紹介所の情報提供についての相談、行政との連絡調整
- ・各看家紹介所の就職者数及び手数料等の厚生労働省「人材サービス総合サイト」へのインターネットによる情報掲載の事務代行
- ・職業紹介責任者の「厚労省人事労務マガジン」への読者登録の代行及び配信された記事の FAX・郵送による配送
- ・職業紹介責任者に新たに課された従事者に対する研修実施の責務遂行についての支援

5 会員のための福利厚生事業（共益「他1」の事業）

(1) 協会会員の加入促進による組織の拡大

家政婦（夫）を会員とする全国唯一の組織として結成したのは、看家紹介事業者及び家政婦（夫）の力を結集し、看家紹介事業の存在感と社会的評価を高め、家政婦（夫）の働く環境の向上等を図り、もって社会に貢献しようとするものであります。この目的を達成するためにも協会の会員、なかでも特別会員の加入促進は最大の課題であります。

しかしながら、正会員数、特別会員数の減少傾向が続いており、当協会の財政基盤の改善の面からも対応が急務となっております。本年度も引き続き、会員の皆様のご理解、ご協力を得て、正会員、特別会員の加入促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

会費の管理に関する事務処理については、なお一層円滑な事務処理ができるよう努めてまいります。

(2) 表彰制度の充実

当協会における「会長表彰制度」の運営、「職業安定局長表彰」や「厚生労働大臣表彰」の推薦については、正会員である紹介所長並びに特別会員である看護師・家政婦（夫）の使命達成への意欲と職務への誇りを高め、看家紹介事業への社会的評価の向上につながるよう、適正かつ積極的に取り組んでまいります。

(3) 慶弔金品の支給

慶弔金品規程に基づき、正会員、特別会員の慶弔禍福の際に慶弔金品を支給し、福利厚生の実現に努めてまいります。

(4) 各種共済制度の運営

当協会が運営しております、傷害保険及び共済給付（医療費助成）制度につきましては今後とも充実に向けて努めてまいります。平成27年度より募集を開始いたしましたベビーシッター賠償につきましては、引き続き加入促進に努めてまいります。

6 家政士検定の事業（共益「他2」の事業）

厚生労働大臣認定の社内検定制度である「家政士検定」の公正、的確な実施、運営に取り組みます。

家政サービスや家事支援業務に関する卓越した知識、技術の基準を定め、基準に達していることを評価するための学科試験及び実技試験を行い、合格者には、「家政士」の資格を授与します。

本年度は、平成30年11月17日（土）に学科試験、16日（金）から18日（日）の間に実技試験を全国的規模で実施します。実施に当たっては、適切な試験問題の作成、公正、円滑な試験運営、より多くの人に受験いただくとともに家政士資格に対する社会的な認知、評価が高まるような積極的広報に努めます。

あわせて、家政士検定制度により家政婦（夫）の技術、知識等のレベルの保証が実現し、求人者、求職者双方の信頼度を高めることができるようになることから、企業の社員の福利厚生・生活支援制度への参画、百貨店等が行うコンシェルジュ窓口などの顧客サービスとの連携、大学家政学部や職業能力開発施設との連携など、家政士検定制度を基軸とした看家紹介事業の発展、拡大のための活動をすすめます。

7 職業紹介責任者講習会の開催の事業（公益「他3」の事業）

職業紹介責任者講習については、平成29年の職業安定法改正により、内容の充実、理解度確認のための試験等が平成30年1月から実施されることとされたことに対応するため、家政婦（夫）への労働基準法等の法令適用の特殊性や紹介先が個人家庭であることによる就労の実情等を踏まえ、より適正、的確な看家紹介事業の運営に資する真に役立つ講習を開催すべく準備をすすめてまいりましたが、平成30年3月に厚生労働省から同講習会の開催の承認を受けることができました。

これを受けて、同年3月に東京及び大阪において当協会主催の講習会を開催したところですが、平成30年度は全国各地の会場での開催を目指して取り組みます。

8 法人の管理

(1) 協会運営の基盤となる「ブロック協議会」及び「支部」組織の活発な活動への援助

当協会におきましては、全国に10のブロック協議会と50の支部が組織されております。これらの組織を通じて会員の意見等を協会運営に反映させ、必要な意見等は協会の事業として組み立て、全国の協会会員が共通認識を持ち、同じ方向に活動することが重要であります。ブロック協議会及び支部がより活発に活動できるよう工夫するとともに協会の各種事業が円滑に実施できるよう、協会としても連携をより強めてまいります。

(2) 各種会合を通じた協会運営の円滑化

正副会長会議をはじめ、各種委員会を開催し、その議論の方向に従って円滑な協会運営を図ってまいります。「開かれた協会運営」「開かれた議論」を実行してまいります。

会議名	開催数
定時社員総会	1回
理事会	4回（5月、6月、10月、3月）
正副会長会議	毎月1回
委員会合同会議	随時
教育研修委員会	随時
広報委員会	随時
調査研究委員会	随時
ブロック長会議	随時
支部長会議	随時

(3) 事務局体制の整備と職員の意識改革

看家紹介業を取り巻く情勢の変化に対応して各事業を円滑、効果的に実施するためには、事務局の体制を整備し、職員一人一人の職務と責任を明確にした上で、個々の職員の資質と職務遂行能力を高めることが喫緊の課題であります。

職員の職務分掌をより明確かつ業務効率の上がるものとなるようにするとともに、職員間の緊密な連携協力に取り組みます。

あわせて、職員の使命は、「正会員」ならびに「特別会員」のためを第一に考え、正会員、特別会員のニーズに真摯に応えること、そのために日々研

鑽を積み職務遂行能力の向上に努める必要があることを心から理解し、これらを実行するよう職員の教育、研修に取り組みます。

(4) 情報公開と個人情報の保護

「情報公開規程」及び「個人情報管理規程」に基づき、積極的に情報公開の促進に努めるとともに、個人情報を適切に保護、管理することに努めてまいります。

(5) 協会基本財産の保全と運用財産の執行管理

- ① 協会会館及び近畿ブロックセンターの土地、建物等の保全管理、また、協会基金の保全管理の適正化を図ってまいります。
- ② 運用財産の保全及び執行につきましては、「公益法人会計処理基準」に基づき、積立金の保全管理ならびに平成 30 年度収支予算の適正な執行管理に努めてまいります。
- ③ 協会の財務関係諸規定に基づき、財務管理の透明かつ公正化を図るとともに、予算書、決算書等の財務諸表についても適時見直しを図ってまいります。

(6) 協会の事業運営に係る財務基盤の改善

公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎や技術的能力を有していることは、公益社団法人として当然のことです。公益法人のすべての事業を確実に遂行できる十分な財政基盤があること、適切な経理処理を行う能力を持つ人材がいて、適正に計算書類が作成でき、正確に財産が管理されていること、そして、それらの計算種類等を適正に情報開示することなど必要条件を満たしていることが重要です。

公益社団法人への移行認定を受けて以降の収支状況をみると、当期損失で推移しています。このため、平成 26 年度に「財政プロジェクト」を設置し、協会の経理状況の分析を行い、改善に向けた提言をいただき、その後も、収支状況の点検、分析をしてもらっています。当期損失の要因は、経費の節約を大幅に行うことも必要ですが、会員数の減少に歯止めがかからないことが大きな要因の一つであると指摘を受けています。

協会の財政基盤の改善を図るためには、効果が期待できない事業の見直しや無駄の排除と合わせ、会員の加入促進に向けた協会、会員あがりの取組

みと、看家紹介業の活性化が図られる事業の構築が重要であり、会員の皆様
お一人お一人のご理解とご協力をお願いいたします。